

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月17日（平成29年（行個）諮問第129号）

答申日：平成30年7月17日（平成30年度（行個）答申第72号）

事件名：本人に対する遺族補償給付等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成28年特定月日A付けで特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた遺族補償給付請求及び葬祭料請求に関する調査結果復命書及び関係書類全部（請求書及び決議書含む）。死亡労働者：夫 特定個人（特定年月日生）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年3月8日付け埼玉労働局個開第28-235号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア はじめに

審査請求人は、平成29年1月13日、法の規定に基づき、処分庁に対し、保有個人情報の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

これに対し、処分庁は、平成29年3月8日、原処分を行った。

しかし、原処分は、以下に述べるとおり、違法又は不当であるから、取り消されなければならない。

イ 原処分に理由付記の不備があること

（ア）行政機関の保有する個人情報の開示を求める申請に対し、その一

部又は全部を不開示とする決定は、申請に対する拒否処分である。したがって、当該拒否処分をする場合には、その理由を示さなければならない（行政手続法8条）。

そして、不開示理由をどの程度提示する必要があるかどうかについては、以下の最高裁判決に準じて判断されるべきである。

すなわち、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、（中略）非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、（中略）理由付記としては十分ではないといわなければならない」のである（最高裁判所平成4年12月10日判決，最高裁判所裁判集民事166号773頁）。

(イ) 本件では、処分庁が、原処分において、「2 不開示とした部分とその理由」として、開示対象にかかる保有個人情報については、法14条2号、3号イ、3号ロ又は7号に該当する部分があるとして、当該各部分を不開示とした旨が通知されている（甲1（省略，以下同じ。））。

しかし、原処分の上記理由付記においては、各不開示理由の対象部分・対象文書の特定が、なされていない。

したがって、審査請求人が、原処分通知書（甲1）に付された理由を読んでも、どの文書のどの部分が、列挙された不開示事由のいずれに当たるために不開示となったのかを、了知することができない。

かかる原処分のような広汎かつ概括的な理由付記を許せば、不開示理由を開示請求者に知らせることによって不服申立てに便宜を与えろという立法趣旨を没却することとなる。

すなわち、原処分における理由付記は、審査請求人の不服申立権を実質的に侵害しているものであるから、違法、不当である。

(ウ) なお、原処分においては、特定労働基準監督署が収集した証拠資料に関し、標目の一覧表と思われる書面が部分的に開示されることとなった（甲3（省略，以下同じ。））。

その中で、審査請求人が原処分庁に提出した資料については、全て開示の対象とされたものの、事業場から提出された資料については標目を含め全て不開示とされている。さらに、特定労働基準監督署が収集した資料についても、その一部が標目を含めて不開示とされている。

しかし、このように資料の標目の大半が不開示とされている場合は、審査請求人は、原処分庁においていかなる審査の結果、不支給決定がなされたのかを知ることが、およそ不可能である。かかる事態は、法の趣旨を没却することとなり、不当である。

また、理由付記の面から考えても、資料の標目すらも明らかにされないままに、原処分のような抽象的な理由を列挙されても、審査請求人としては、当該資料がいかなる理由により不開示となったのかを了知することができない。したがって、理由付記に不備があるということとなり、違法、不当である。

さらに、前記証拠資料の一覧（甲 3）を開示することによって、法 17 条に当たることになることも想定できない。

よって、少なくとも、処分庁に提出された資料の標目一覧を不開示とする判断については、取り消されるべき必要性が非常に高い。

ウ 原処分における不開示部分は、いずれの不開示事由にも当たらないこと

（ア）はじめに

前項で述べたとおり、原処分は理由付記の要件を欠くため違法、不当であるが、さらに、開示請求の対象文書が法 14 条各号に当たるとされている点においても違法である。

（イ）法 14 条 2 号の不開示事由がないこと

a 法 14 条 2 号本文該当性は認められること

本件開示請求の対象情報の中に、「氏名、自署、印影、職業など開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」が記載されている部分があることは、審査請求人としても、推測できる。

したがって、審査請求人は、本件開示請求の対象中に、法 14 条 2 号本文に該当する情報が存在すること自体は、争わない。

b 法 14 条 2 号ただし書イに該当すること

審査請求人は、夫であった特定氏名が死亡したことが業務上疾病に当たるとして、平成 28 年特定月日 B 付けで、特定労働基準監督署長に対し、遺族補償年金支給請求等の労災申請を行ったものである。

同年特定月日 A、同申請について不支給決定がなされたため、これに対し同年特定月日 C 付けで審査請求を行い、現在、審理中である。

そうした中で、審査請求人は、上記労災申請及びその不支給決定に対する審査請求に関して検討する必要があること等から、

本件開示請求に及んでいるものである。

ところで、労災申請、とりわけ疾病による死亡事案においては、勤務先会社が協力的でないことが、ままある。そうした場合、被災労働者の遺族等である申請人が、被災労働者の就業実態を知るためには、労働基準監督署の行った調査に基づく一件記録を見ることによってしか、なし得ない場合も多い。

このような現実をふまえ、被災労働者又はその遺族である労災申請者が、その後、法に基づく開示請求を行った場合、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であっても、開示されることは比較的頻繁に見られるところである。

すなわち、労災申請と、それに引き続く法に基づく開示請求がなされた場合、労働基準監督署の行った調査に基づく一件記録中の情報は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法14条2号ただし書イ）」に当たるといふべきである。

c 法14条2号ただし書ロに該当すること

前記bのとおり、審査請求人は、平成28年特定月日B付けで行った労災申請が、同年特定月日Aに不支給と決定されたため、同年特定月日C付けで審査請求に及んでいるものである。

審査請求人は、被災労働者である夫と同居して生活してきたものの、夫の稼働状況や実態については資料を保持していない。また、夫の当時の稼働先会社も、労災申請について協力的ではなく、同社の社員等で審査請求人に助力してくれる者も、現在のところ不見当である。

審査請求人は、夫の生前は、夫の収入で生計を立てていた。夫の死後、遺族厚生年金を受給しているものの、その収入は高くなく、労災申請が認められなければ、その生計維持が厳しい状況にある（甲2（省略、以下同じ。））。

このような状況に照らせば、本件開示請求の対象情報は、審査請求人の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法14条2号ただし書ロ）」にも該当するといふべきである。

d 小括

以上のとおり、本件開示請求の対象は、法14条2号本文には該当するものの、他方で、同号ただし書イ又はロに該当する。

したがって、結局のところ、本件においては、同法14条2号の不開示事由はないこととなる。

(ウ) 法14条3号の不開示事由がないこと

a 法14条3号ただし書に該当すること

本件開示請求の対象情報中に、「法人等に関する情報（法14条3号本文）」が含まれているであろうことは推測できるため、法14条3号本文該当性については、争わない。

もっとも、前記（イ）cで述べたとおり、本件開示請求の対象情報は、審査請求人の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するものというべきである。したがって、本件開示請求は、法14条3号ただし書の要件を満たす。

b 法14条3号イに該当しないこと

本件開示請求の対象情報中、法14条3号本文に該当する情報は、審査請求人の夫の勤務先会社における出退勤時間表、賃金算定表、健康診断結果及び勤務内容に関する資料並びに勤務先会社関係者の供述録取書等であると推測される。

ところで、審査請求人は、事務関係のパート労働をして生計を立てている一般市民である。本件開示請求を行っている目的も、労災申請及びその不支給決定に関する審査請求を正当に追行するためである。これまで、特定業種関係の仕事に従事したことはなく、今後もその分野において仕事をする予定は全くない。

要するに、審査請求人は、夫の勤務先会社との間で事業上の競争関係に立つものではない。

また、審査請求人が本件開示請求の対象情報に接することによって、審査請求人の労災申請及びその不支給決定に対する審査請求について、あるいは、審査請求人から夫の勤務先会社に対する損害賠償請求について、影響が出るということはある。

もっとも、かかる影響は、実体的真実が明らかとなった結果、審査請求人の請求について、本来あるべき判断がなされるということに他ならない。要するに、労災申請に関する情報が開示されることによって、労災申請等についての判断に影響があり得ることは、いわば必然的なものである。したがって、かかる影響の出る可能性をもって、勤務先会社の正当な利益を害するおそれがあるものとするとはできない。

このように、本件開示請求の対象情報が開示されることによって、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法14条3号イ）」があるとはいえない。

c 法14条3号ロに該当しないこと

本件開示請求の対象情報中、法14条3号本文に該当する情報には、「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」があることは、推測できる。

もっとも、審査請求人が本案で行っているのは、労災申請及びその不支給決定に対する審査請求である。

そして、労働契約において、使用者には、労働条件明示義務、安全配慮義務及び労働時間の把握・管理義務等があることに照らせば、使用者は、被災労働者等の労災申請手続においても、できる限りそれに協力すべき義務があるといえる。

したがって、労災申請にあたり、使用者が労働基準監督署等の要請を受けて提出した資料に関しては、たとえ任意に提出されたものであっても、これを被災労働者等に開示しないとの「条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの（法14条3号ロ）」とはいえない。

d 小括

以上のとおり、本件開示請求の対象情報中に法14条3号本文該当情報が含まれているとしても、同号イ及びロの事由が認められないほか、同号ただし書の要件を満たしている。

したがって、本件においては、法14条3号の不開示事由もない。

(エ) 法14条7号の不開示事由もないこと

原処分は、労働基準監督署等が収集した情報の開示によって、労働基準行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当するとしている。

ところで、現在、過労死が社会問題となっており、時間外労働の上限規制を導入する労働基準法の改正が、現実化してきているところでもある。

また、労働基準監督官は、事業場等に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができるほか、労働基準法違反に関しては強制捜査権も有している。今日、その権限の積極的な行使が求められているところでもある。

こうした事情をふまれば、労働基準監督署における「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、職務執行を害する相当高度な蓋然性があることが必要であると解すべきである。

しかし、本件開示請求において不開示とされた部分が、開示されることになったとしても、上記蓋然性があるとは想定できない。

したがって、法14条7号の不開示事由もない。

(オ) 小括

以上のとおり、本件開示請求については、法14条各号に定める事由はないから、その全部が開示されなければならない。

それにもかかわらず、原処分は、その一部を不開示としているから、当該不開示部分に関する判断は、違法である。

エ 処分庁が裁量的開示を行わなかったことは不当であること

前述のとおり、本件開示請求においては、法14条各号に該当する事由がないため、全部開示がなされなければならない。

もっとも、仮に、同条に定める不開示事由が認められるとしても、原処分において、処分庁が裁量的開示を行わなかったことには、その裁量の行使に不当性があるというべきである。

すなわち、本件においては、①被災労働者であり、審査請求人の夫でもある特定氏名が死亡しており、同人の供述を得ることができないこと、②被災労働者の勤務先会社が特定氏名の業務上疾病該当性を争っているため、同社の協力が得られないこと及び③特定氏名の勤務状況について知己があると思われるにもかかわらず、労災申請に協力してくれる者がいないこと等の事実が存する。

他方で、本件開示請求の対象情報が全て開示されたとしても、それによって、審査請求人が、労災申請不支給決定に対する審査請求の中で、正当な権利主張を行うことが可能になるといった結果が予想されるに過ぎない。すなわち、本件においては、開示により弊害が生じるおそれはない。

以上に照らせば、本件開示請求においては、対象情報について、「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」と認められ、その必要性は顕著である。

したがって、処分庁が法16条の裁量的開示を行わなかったことは、不当である。

オ 結論

以上のとおり、原処分は、法等の規定に反する違法があるか又は不当である。よって、速やかにこれを取り消したうえ、全部開示に変更する旨の裁決を求める。

(2) 意見書1

ア はじめに

諮問庁は、理由説明書（下記第3の1（2））「諮問庁としての考え方」において、その考え方を述べている。

このうち、諮問庁が、「原処分において不開示とした部分のうち一

部（同理由説明書の別表記載部分を除く情報）を新たに開示」すべきとしている点は、極めて妥当である。したがって、少なくとも当該部分については、開示がなされるべきである。

他方、諮問庁が、不開示を維持する部分に関し、理由として挙げている点については、事項のとおり意見がある。

イ 理由説明書（下記第3の1（3）イ）「不開示情報該当性について」に対する意見

（ア）法14条2号関係

まず、諮問庁が、審査請求人以外の者の氏名、印影等の情報について、法14条2号本文に該当していることについては、特段争わない。もっとも、審査請求書6頁以下（上記（1）ウ（イ）b及びc）記載のとおり、これらの情報の中には、同号ただし書イ又はロに該当するものもあるから、当該情報については開示されるべきである。

次に、諮問庁は、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等については、「開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され」として、法14条2号本文に当たるとしている。しかし、審査請求人は、死亡労働者である夫の死後、既に2年以上の間、夫の元勤務先及び同僚等に対し、不当な干渉を行ってきたことはなく、今後も不当な干渉を行うおそれはない。

したがって、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等については、法14条2号本文に該当しないものとして、開示されるべきである。

（イ）法14条3号イ関係

理由説明書別表記載の情報のうち、印影が不開示情報に該当することについては特段争わず、特に開示を求めるものではない。

他方、理由説明書別表記載の情報のうち、特定事業場の業務内容に関する情報等については、仮に法14条3号イに該当するとしても、その内容を知ることができなければ、審査請求人が労災申請手続（不服申立手続及び取消訴訟を含む、以下同じ。）を行い、正当な権利を行使することができない可能性がある。よって、特定事業場の業務内容に関する情報等については、法14条3号ただし書に該当するものとして、開示されるべきである。

また、特定事業場が委託した社会保険労務士の氏名、電話番号等の情報については、審査請求人が、労災申請手続において、証人尋問等の申請を検討するにあたり必要となる。よって、社会保険労務士の氏名、電話番号等の情報についても、法14条3号ただし書に

該当するものとして、開示されるべきである。

(ウ) 法14条3号口関係

理由説明書別表記載の情報のうち、文書番号15及び24②の不
開示部分が、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に
提供されたものとみられることについては、特段争わない。

しかし、本件では、審査請求人に対し、死亡労働者である夫の勤
務状態についての情報が、夫の元勤務先等からほとんど開示されて
いない。このため、文書番号15及び24②の不開示部分記載の情報
を知ることによって、はじめて、審査請求人が労災申請手続を適
正かつ正当に追行できるものと考えられる。

したがって、文書番号15及び24②の不開示部分は、法14条
3号ただし書の「開示することが必要であると認められる情報」に
当たるものとして、開示されるべきである。

(エ) 法14条7号柱書関係

理由説明書別表記載の情報について、守秘義務や労働基準監督署
の事務処理の観点から、一定の範囲で法14条7号柱書き該当性が
認められることは、やむを得ない。

もっとも、同号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお
それ」については、相当程度の蓋然性が求められるというべきであ
り、抽象的なおそれでは足りないものというべきである。

そして、労働基準監督署が労働基準法違反事件に関しては強制捜
査の権限も有していることや、使用者が労働者に対し安全配慮義務
を負っていること等にも照らし、法14条7号柱書き該当性につい
ては、その範囲を慎重に吟味したうえで、これに当たらない部分に
ついては、開示される必要がある。

(オ) 結論

以上のとおり、諮問庁が不開示を維持すべきであるとしている部
分についても、開示されるべき箇所があるから、当該箇所について
も、合わせて開示されるべきである。

(3) 意見書2

諮問庁から平成30年6月25日付けで提出された補充理由説明書に
対し、審査請求人の意見は、以下のとおりである。

ア 今回提出された上記説明書に対しては、特段の意見はない。従前の
意見のとおりである。

イ 審査請求の申立てから、既に1年以上が経過しているところであり、
審査請求人は、早期の進行を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成29年1月13日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が、平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた遺族補償給付請求及び葬祭料に関する調査結果復命書及び関係書類全部（請求書及び決議書含む）。死亡労働者：夫 特定個人（特定年月日生）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年5月18日付け（同月19日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成28年特定月日付けで特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた遺族補償給付請求及び葬祭料に関する調査結果復命書及び関係書類全部（請求書及び決議書含む）。死亡労働者：夫 特定個人（特定年月日生）」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2, 3, 11の②, 12, 13, 15, 18, 20, 23の①, 24の①, 24の②, 28, 30の①, 32の①, 33の①及び34の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号30の②, 31, 32の②及び33の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉

を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- a 別表に記載した情報のうち、文書番号6の①、10、11の①、14、15、21、23の②、26及び34の②の不開示部分は、労働者数等、当該事業場が一般に公にしている内部情報及び特定事業場等の印影である。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した情報のうち、文書番号11の②の不開示部分は、特定事業場が委託した社会保険労務士の氏名、電話番号の記載及び印影等に関する情報であり、委託した社会保険労務士の氏名等が明らかになった場合には、当該社会保険労務士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該情報は法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- c 別表に記載した情報のうち、文書番号6の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号15及び24の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法 14 条 7 号 柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 30 の②、31、32 の②及び 33 の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（ア）b で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号 柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 6 の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記（イ）c で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号 柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

c 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号15, 24の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記(ウ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において、どの文書のどの部分が、列挙された不開示事由のいずれに当たるために不開示となったかを、了知することができず、原処分の理由付記に不備がある旨主張する。

原処分においては、不開示とした箇所にもどのような情報が記載されており、それがどの不開示条項に該当するかを示しているところ、開示された他の情報とあいまって「どの文書のどの部分が、列挙された不開示理由のいずれに当たるために不開示となったか」を不服申立てが可能な程度に了知することは可能であるというべきであって、このことは審査請求人が審査請求書において、不開示条項ごとに詳細な反論をしていることから明らかである。

また、それぞれの不開示部分がいずれの不開示理由に該当するかについてどの程度明確にするかは、行政事務の的確かつ効率的な遂行の要請と対象保有個人情報の種類や不開示箇所の多寡によって自ずと限界があり、判例においても「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合」には、理由付記として十分でないとはしていない。したがって、理由付記に不備があるとする審査請求人の主張は失当である。

そのほか審査請求人は、原処分において不開示とした部分が不開示事由に当たらないことを種々主張するが、これに対する諮問庁の考えは

(3) イで述べたとおりである。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分において審査請求人が開示を求める部分については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年8月17日付け厚生労働省発基0817第1号により諮問した平成29年(行個)諮問第129号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書に不開示理由の修正を行う(下線部分が追加・修正部分)。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2, 3, 6の③, 11の②, 12, 13, 15, 18, 20, 23の①, 24の①, 24の②, 28, 30の①, 32の①, 33の①及び34の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 略

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号2の②, 6の①, 10, 11の①, 14, 15, 18, 20, 21, 23の①②, 26, 33の②及び34の②の不開示部分は、労働者数等、当該事業場が一般に公にしていない内部情報及び特定事業場等の印影である。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) (略)

(ウ) 別表に記載した情報のうち、文書番号3, 6の②の不開示部分

は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ (略)

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、30の②、31、32の②及び33の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。(以下略)

(イ) (略)

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、15、24の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記ウで既に述べたところである。(以下略)

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)			
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き
1	(略)					
2	脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)	①8頁「事業場(所属部署)内における被災労働者の位置づけ」欄職氏名及び社員数数字部分、13頁(労働時間の推計方法)欄8行目1文字目ないし2文字目、13行目1文字目ないし2文字目、18行目8文字目ないし19	○			

	の業務起因性の判断のための調査復命書	文字目，20行目12文字目ないし13文字				
		②8頁「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」欄契約社員及びパート労働者数数字部分		○		
3	資料一覧	2頁資料44，56，60，61及び62資料名	○	○		○
4	(略)					
5	(略)					
6	報告書（使用者）等	①1頁代表取締役印影，労働者数の数字部分		○		
		②(略)		○		○
		③1頁代表取締役の個人の印影	○			
7～17(略)						
18	給与振込明細表	1頁ないし7頁の表部分（ただし様式部分及び被災労働者に係る段を除く。）	○	○		
19	(略)					
20	業務日報	1頁ないし42頁報告記入者氏名，表のうち勤務時間部分（ただし様式部分，被災労働者に係る段を除く。），1頁休憩者氏名（被災労働者氏名を除く。），2頁連絡事項欄2行目14文字目ないし31文字目，4頁連絡事項欄8文字目ないし20文字目	○	○		
21～22(略)						
23	業務日報等	①1頁報告記入者氏名，1頁ないし3頁表のうち勤務時間部分（ただし様式部分及び被災労働者に係る段を除く。）	○	○		
		②(略)		○		
24～32(略)						
33	電話録取書等	①(略)	○			
		②1頁枠内7行目ないし23行目（ただし「本職」及び「相手方」は除	○	○		○

		く。), 2頁不開示部分全て				
3	(以下略)					
4						

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月14日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 平成30年6月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月25日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年7月3日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成28年特定月日A付けで特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた遺族補償給付請求及び葬祭料請求に関する調査結果復命書及び関係書類全部（請求書及び決議書含む）。死亡労働者：夫 特定個人（特定年月日生）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号37に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、諮問庁が法14条3号イに該当するとして不開示を主張する印影以外の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1について

当該部分は、審査請求人の夫である被災労働者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査

請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番7について

当該部分は、代表取締役が特定事業場で使用しているメールアドレスであるが、原処分で開示されている情報であり、審査請求人が知り得る情報であることから、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番14及び通番16について

当該部分は、特定事業場のファックス番号であるが、当該事業場のウェブサイトに記載されているものであることから、これを開示しても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

エ 通番27について

(ア) 1頁部分について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が新たに開示するとする情報と同様の内容であり、審査請求人の知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由から、これを開示しても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 2頁部分について

当該部分は、上記(ア)で開示すべきとする情報から、特定年月日の業務日報であることは明らかである。

当該部分のうち、勤務時間欄の被災労働者の氏名及び労働時間については、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であ

って特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であることから、同号ただし書イに該当し、その余の部分は、個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、当該部分は、特定年月日の業務日報であることは明らかであり、諮問庁が新たに開示するとする情報と同様の情報であることから、これを開示しても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番11について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、審査請求人以外の個人に関する情報には該当せず、法人等に関する情報にも該当しない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番18について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、審査請求人以外の個人に関する情報には該当せず、法人等に関する情報にも該当しない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1について

a 8頁部分について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、特定事業場の関係者の氏名及び役職が記載されており、かつ、被聴取者には○印が付記されている。

関係者の氏名、役職及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以

外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 上記a以外の部分について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者に関する記載部分及び業務日報を作成した者の氏名及び役職であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番9, 通番10, 通番17, 通番21, 通番24, 通番26及び通番28について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、所属、肩書き、職種、職業、郵便番号、住所、所在地、電話番号、生年月日、署名、印影及び聴取場所であり、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、氏名、所属、肩書き、職種、職業、郵便番号、住所、所在地、電話番号、生年月日、署名及び印影については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である聴取場所については、当該部分を開示すると、当該被聴取者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番6及び通番20について

当該部分は、審査請求人以外の個人の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、特定個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番2，通番4，通番7及び通番19は、労働者数，資本金に係る記載，取引銀行名及び労働保険番号に係る記載である。

当該部分は、一般に公にしていけない特定事業場の業務内容に関する内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番8について

当該部分は、社会保険労務士の氏名，電話番号及び印影が記載されており、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係，顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12について

a 氏名及び個人の給与に関する部分について

当該部分は、被災労働者が勤務していた事業場の特定年月の給与振込明細表に記載された審査請求人以外の個人の氏名及び給与に関する情報であり、行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法 15 条 2 項による部分開示について検討すると、個人の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である給与に関する情報は、通常他人に知られたくない情報であり、これを開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 給与の合計欄について

当該部分は、一般に公にされていない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、上記イと同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 13 及び通番 15 について

a 氏名、勤務時間及び「連絡事項」欄の記載事項について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の勤務に係る情報であり、それぞれ氏名と一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法 15 条 2 項による部分開示について検討すると、氏名は個人識別部分であり部分開示の余地はない。その余の部分である勤務時間及び「連絡事項」欄の記載については、一般に他人に知られたくない情報であり、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、これらを開示することにより当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 労働時間の合計欄について

当該部分は、一般に公にされていない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、上記イと同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法 14 条 3 号イ及び 7 号柱書き該当性について

通番5は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の報告内容であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番22、通番23及び通番25は、労働基準監督機関による聴取事項に係る情報及び特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番3について

a 資料44及び資料56の資料名について

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した内部資料の標題部分であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 資料60ないし資料62の資料名について

当該部分は、特定労働基準監督署の調査官が聴取した相手方の氏名及び所属であり、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番27について

a 当該部分のうち1頁部分は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記オと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号

イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 当該部分のうち2頁の氏名及び勤務時間は、上記ウ（ウ）aと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 当該部分のうち2頁労務費率及び労務費の数字部分は、一般に公にされていない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、上記イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法14条2号、3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番18は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した内部資料であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番11は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した内部資料であり、いずれも審査請求人が知り得るものではないことから、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）、以下同じ。）において、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした部分について、各不開示理由の対象部分・対象文書の特定がなされておらず、違法、不当である旨主張している。

しかしながら、本件開示決定通知書には、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きの各条項ごとに、不開示とされた情報の内容、不開示とする理由が記載されており、違法、不当とまではいえない。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（2））において、法14条2号並びに3号イ及びロ該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書ロ又は3号ただし書に該当すると主張している。

しかしながら、当該部分を審査請求人に開示することについて、当該

部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。
(3) 審査請求人は、審査請求書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示 を維持する部分」と している部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 開示すべき 部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書き	
1	不支給決定 通知等		—					
2	脳血管疾患 及び虚血性 心疾患等 (負傷に起 因するもの を除く。) の業務起因 性の判断の ための調査 復命書	1	① 8頁「事業場(所 属部署)内における 被災労働者の位置づ け」欄職氏名部分, 13頁(労働時間の 推計方法)欄8行目 1文字目ないし2文 字目, 13行目1文 字目ないし2文字 目, 18行目8文字 目ないし19文字 目, 20行目12文 字目ないし13文字 目	○				8頁被災労働 者職氏名
		2	② 8頁「事業場(所 属部署)内における 被災労働者の位置づ け」欄契約社員及び パート労働者数数字 部分		○			
3	資料一覧	3	2頁資料44, 5 6, 60, 61及び 62資料名	○	○		○	
4	遺族補償年 金支給請求 書等		—					

5	申立書等		—				
6	報告書（使用者）等	4	① 1 頁労働者数の数字部分		○		
		5	② 1 頁「3 被災労働者」欄 3 行目ないし 4 行目， 5 行目 9 文字目ないし 1 8 文字目， 6 行目 4 文字目ないし 9 文字目， 7 行目 4 文字目ないし 2 4 文字目， 8 行目 4 文字目ないし 3 2 文字目， 9 行目 1 4 文字目ないし 2 8 文字目， 1 0 行目 1 0 文字目ないし 1 2 行目， 1 3 行目 9 文字目ないし 3 4 文字目， 2 頁 2 行目 9 文字目ないし 2 2 文字目， 3 行目 9 文字目ないし 4 行目， 5 行目 8 文字目ないし 7 行目， 8 行目 1 0 文字目ないし 2 0 文字目， 9 行目 8 文字目ないし 9 文字目， 1 0 行目 1 1 文字目ないし 1 2 文字目， 1 1 行目 7 文字目ないし 1 2 行目， 1 6 行目 1 0 文字目ないし 1 8 文字目， 1 8 行目 4 文字目ないし 2 0 文字目， 1 9 行目 4 文字目ないし 7 文字目， 2 4 行目 9 文		○		○

			<p>字目ないし19文字目，26行目4文字目ないし27行目，28行目7文字目ないし29行目，30行目7文字目ないし17文字目，31行目7文字目ないし15文字目，32行目7文字目ないし8文字目，33行目9文字目ないし26文字目，34行目7文字目ないし8文字目，3頁1行目13文字目ないし2行目，3行目9文字目ないし15文字目，4行目9文字目ないし10文字目，5行目8文字目ないし19文字目，6行目7文字目ないし7行目，8行目9文字目ないし9行目，6頁6行目ないし11頁（各頁の頁番号及び受付印を除く。）</p>					
		6	③1頁代表取締役の個人の印影	○				
7	労災保険の給付関係書類		—					
8	社則集		—					
9	履歴事項全部証明書		—					

1 0	会社概要	7	1頁「資本金」欄2行目，メールアドレス，取引銀行名		○			メールアドレス
1 1	時間外労働に関する協定届		① 1頁及び2頁代表取締役印影		○			
		8	② 2頁社会保険労務士氏名，印影，電話番号	○	○			
1 2	従業員名簿	9	1頁表の3段目ないし10段目（ただし左から1つ目の枠は除く。），2頁表の3段目ないし10段目，3頁表の2段目ないし4段目，6段目ないし11段目（ただし左から1つ目の枠は除く。），4頁表の3段目ないし17段目（ただし左から1つ目の枠は除く。）	○				
1 3	組織図	1 0	1頁職氏名（ただし社長及び被災労働者を除く。）	○				
1 4	労働契約書		1頁，2頁，4頁，6頁代表取締役印影，3頁，5頁，7頁事業場印影		○			
1 5	事業場提出資料①	1 1	不開示部分全て	○	○	○	○	各頁の受付印
1 6	勤務簿兼給与請求書		—					
1 7	給与明細書		—					

1 8	給与振込明細表	1 2	1 頁ないし 7 頁の表部分（ただし様式部分及び被災労働者に係る段を除く。）	○	○			
1 9	履歴書等		—					
2 0	業務日報	1 3	1 頁ないし 4 2 頁報告記入者氏名，表のうち勤務時間部分（ただし様式部分，被災労働者に係る段を除く。），1 頁休憩者氏名（被災労働者氏名を除く。），2 頁連絡事項欄 2 行目 1 4 文字目ないし 3 1 文字目，4 頁連絡事項欄 8 文字目ないし 2 0 文字目	○	○			
2 1	日報	1 4	5 頁ないし 9 頁，1 2 頁ないし 1 9 頁 F A X 番号		○			全て
2 2	メール送信記録		—					
2 3	業務日報等	1 5	① 1 頁報告記入者氏名，1 頁ないし 3 頁表のうち勤務時間部分（ただし様式部分及び被災労働者に係る段を除く。）	○	○			
		1 6	② 7 頁，1 1 頁及び 1 2 頁 F A X 番号		○			全て
2 4	事業場提出資料②	1 7	① 4 頁個人氏名	○				
		1 8	② 1 頁ないし 3 頁不開示部分全て	○		○	○	各頁の受付印

2 5	労働時間集 計表等		—					
2 6	関連資料①	1 9	1 頁継続一括整理番 号欄，常時使用労働 者数欄，認可前労働 保険番号欄，府県コ ード欄，被一括事業 数欄，認可年月日 欄，取消年月日欄， 変更前労働保険番号 欄，継続一括整理番 号欄，処理年月日 欄，継続一括整理番 号欄	○				
2 7	関連資料②		—					
2 8	意見書	2 0	2 頁医師印影	○				
2 9	聴取書①		—					
3 0	面談聴取書	2 1	① 1 頁相手方住所， 職種，氏名	○				
		2 2	② 1 頁枠内 6 行目な いし 2 頁 1 3 行目 (ただし項番を除 く。)	○			○	
3 1	労災保険の 給付決定に 要する関係 者からの聴 取調査協力 について（ 依頼）	2 3	1 頁 1 1 行目ないし 2 1 行目，下部手書 き部分	○			○	
3 2	聴取書②	2 4	① 1 頁住居，職業， 氏名，生年月日の数 字部分，聴取場所， 7 頁 4 行目署名及び	○				

			印影					
		2 5	② 1 頁 9 行目ないし 7 頁 3 行目（ただし 項番を除く。）	○			○	
3 3	電話録取書 等	2 6	① 1 頁相手方所在 地，氏名，電話番号	○				
		2 7	② 1 頁枠内 7 行目な いし 2 3 行目（ただ し「本職」「相手 方」は除く。），2 頁不開示部分全て	○	○		○	1 頁枠内 1 5 行目ないし 1 7 行目，2 頁 報告記入者欄 及び勤務時間 欄（被災労働 者の段を除 く。）並びに 労務比率及び 労務費の数字 部分を除く部 分
3 4	健康保険に おける保険 給付歴につ いて等	2 8	① 担当者部署氏名及 び電話番号	○				
			② 1 頁健康保険協会 印影		○			
3 5	健康保険厚 生年金資格 取得（喪失 ）証明書等		—					
3 6	受信・送信 メール一覧 等		—					
3 7	L I N E の やりとり一 覧表等		—					

注) 理由説明書・別表の文書番号 6，12 及び 30 の下線部に誤植
があり，当審査会事務局で訂正した。